

令和7年(ワ)第29号

所有権移転登記請求事件

原告 熊谷 和美

被告 熊谷 章文

訴 状 訂 正 申 立 書

令和7年8月19日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 中村



第1 頭書事件について、訴状記載事項を以下の通り訂正する。

1、 訴状第2請求の趣旨について、

「被告は、長野県下伊那郡阿智村智里3467番1号、地目田、地積863平方メートルの土地から、その一部である、別紙「熊谷敏一宅地ブロック積実測」100、101、102、103、104、105、106、K-8、R-13、P-3、K-9で囲繞された部分について分筆し、その部分を、原告に対し、平成5年11月28日付取得時効を原因とする所有権移転登記手続をせよ。」とあるのを、

「被告は、原告に対し、長野県下伊那郡阿智村智里3467番1、地目田、地積863平方メートルの土地から、その一部である、別紙「熊谷敏一宅地ブロック積実測」100、101、102、103、104、105、106、K-8、R-13、P-3、K-9、100の各点を順次直線で結んで囲われた部分について、平成5年11月28日付時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。」と改める。

2、第3請求の原因1 9行目以下に、「熊谷敏一宅地ブロック積み実測（以下「別

紙図面」という)」100、101、102、103、104、105、106、K-8、R-13、P-3、K-9で囲われた部分」とあるのを、

「熊谷敏一宅地ブロック積み実測（以下「別紙図面」という）」100、101、102、103、104、105、106、K-8、R-13、P-3、K-9、100の各点を順次直線で結んで囲われた部分」と改める。

3、添付書類について、

(1) 別紙物件目録を追加する。

(2) 下伊那郡阿智村智里3467番1の土地の全部事項証明書を追加する。

以上